



しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし
障がい者の虐待防止について

へいせい ねん がつ にち
平成29年8月24日

さっぽろし ほけんふくしきよく しょう ほけんふくしぶ しょう ふくしか
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

1

- ぎゃくたいぼうしほう しゅるい
1 虐待防止法の種類
- しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
2 障害者虐待防止法について
- さっぽろし しょう しゃぎゃくたい たいおう
3 札幌市の障がい者虐待への対応
- さっぽろし つうほう そうだんまどぐち
4 札幌市の通報・相談窓口
- へいせい ねんど じょうきよう
5 平成27年度の状況
- へいせい ねんど じょうきよう
6 平成28年度の状況
- ぎゃくたい じれい
7 虐待の事例

2

ぎゃくたい ぼうしほう しゅるい

1 虐待防止法の種類

しどうぎゃくたい ぼうしとう かん ほうりつ
○児童虐待の防止等に関する法律
 へいせい ねん がっこうふ じどうぎゃくたぼうしほう
 平成12年5月公布（児童虐待防止法）

はいぐうしゃ ぼうりよく ぼうし およ ひがいしゃ ほごとう かん ほうりつ
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 へいせい ねん がっこうふ ていふいぼうしほう
 平成13年4月公布（DV防止法）

こうれいしゃぎゃくたい ぼうし こうれいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ
○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
 へいせい ねん がっこうふ こうれいしゃぎゃくたいぼうしほう
 平成17年11月公布（高齢者虐待防止法）

しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん ほうりつ
○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
 へいせい ねん がっこうふ しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう
 平成23年6月公布（障害者虐待防止法）

3

ぎゃくたい ぼうしほう しゅるい

1 虐待防止法の種類

ほうりつ ちが

○それぞれの法律の違い

	児童 虐待防止法	DV防止法	高齢者 虐待防止法	障害者 虐待防止法
虐待者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者 ・保護者以外の同居人 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者（事実婚を含む） ・元配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者 ・養介護施設従事者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護者 ・障害者福祉施設従事者等 ・使用者
虐待の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 ・性的虐待 ・心理的虐待 ・放棄・放任 ・配偶者への暴力 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 ・性的虐待 ・心理的虐待 ・放棄・放任 ・経済的虐待 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待 ・性的虐待 ・心理的虐待 ・放棄・放任 ・経済的虐待
通報、通告義務	虐待を受けたと思われる児童を発見した者	配偶者から暴力を受けている者を発見した者（努力義務）	虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者（生命や身体に重大な危険が生じている場合）	虐待を受けたと思われる障害者を発見した者

4

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

がいよう

(1) 概要

しょう しやぎやくたい

ア 障がい者虐待とは

ようごしゃ しょう しやぎやくたい

① 養護者による障がい者虐待

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃとう しょう しやぎやくたい

② 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待

しょうしゃ しょう しやぎやくたい

③ 使用者による障がい者虐待

5

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゅうじしゃとう

※ 障害者福祉施設従事者等とは

しょうがいしゃ ふくししせつ しょうがいしゃふくし じぎょう かか

障害者福祉施設・障害福祉サービス事業に係る

ぎょうむ じゅうじ もの しょうがいしゃ そうごう しえんほう

業務に従事する者(障害者総合支援法)



しょうがいしゃ そうごうしえんほう きてい きじゅう

障害者総合支援法に規定していない居住サービス

しょうがいしゃ じゅうたく ようごしゃぎやくたい とりあつか

(障害者住宅など) ⇒ 養護者虐待の取扱いとなる。

6

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

しょうがいしゃぎゃくたい ぎゃくたいぼうしほうせい たいしょうはんい
(参考)障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障がい者虐待の発生場所における虐待防止法制を性別・年齢別に整理

年齢	所在 場所	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法				
		障害福祉サービス事業所 (入居系、自居系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設等 (入居系、通所系、訪問系、居住系等含む)	障害児通所支援事業所	障害児入所施設等(注3)	障害児相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被害者支援 (区保健福祉部・札幌市) (注1)			—	障害者虐待防止法 ※首から規定 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	児童福祉法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道) (注4)	障害者虐待防止法 ※首から規定 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)		
18歳以上65歳未満	障害者虐待防止法 ・被害者支援 (区保健福祉部)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	障害者虐待防止法 (札幌市・北海道)	—	【30歳まで】(注2)	【30歳まで】	—	障害者虐待防止法 (北海道労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被害者支援 (区保健福祉部)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (札幌市・北海道)	—	—	—		

(注1) 養護者への支援は、被害者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成19年法律第31号)の対象にもなる。

(注2) 放課後等デイサービスのみ

(注3) 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等(児童福祉法第33条の10)

(注4) 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となる。

「市町村・都道府県における障がい者虐待防止と対応の手引き」(厚生労働省作成)から

7

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

しょう しゃぎゃくたい るいけい

イ 障がい者虐待の類型

- ① 身体的虐待
しんたいてき ぎゃくたい
- ② 性的虐待
せいてき ぎゃくたい
- ③ 心理的虐待
しんりてき ぎゃくたい
- ④ 放棄・放任(ネグレクト)
ほうき ほうにん
- ⑤ 経済的虐待
けいざいてき ぎゃくたい

8

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

イ 障がい者虐待の類型

① 身体的虐待

ぼうりよく たいばつ しんたい きず いた あた
 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える
 こうい しんたい しば かじょう とうやく しんたい
 行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の
 うご よくせい こうい
 動きを抑制する行為。

(具体的な例)

ひらて う なぐ ふよう くすり の
 平手打ち、殴る、ける、つねる、不用な薬を飲ませるなど

9

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

イ 障がい者虐待の類型

② 性的虐待

せいてき こうい きょうよう ひょうめんじょう どうい
 性的な行為やその強要(表面上は同意しているよう
 みほんしん どうい みきわ ひつよう
 に見えても、本心からの同意かどうか見極める必要が
 ある)。

(具体的な例)

はだか ことば い
 裸にする、キスする、わいせつな言葉を使うなど

10

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

イ 障がい者虐待の類型

しんりてき ぎやくたい

③ 心理的虐待

おど ぶじょく ことば たいど むし いや

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなど

せいしんてき くつう あた
 によって精神的に苦痛を与えること。

ぐたいてき れい
(具体的な例)

どな わるぐち い なかま い こ あつか
 怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れたい、子ども扱いにするなど

11

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

イ 障がい者虐待の類型

ほうき ほうにん

④ 放棄・放任(ネグレクト)

しよくじ はい にゅうよく せんたく しんぺん せわ

食事や排せつ、入浴、洗濯などの身の世話や

かいじょ ひつよう ふくし いりよう きょういく
 介助をしない。必要な福祉サービスや医療や教育を

う しょう しゃ せいかつ かんきよう
 受けさせないなどによって障がい者の生活環境や

しんたい せいしん じょうたい あつか ふとう ほじ
 身体・精神状態を悪化、または不当に保持しないこと。

12

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

イ 障がい者虐待の類型

⑤ 経済的虐待

あいて どうい

相手の同意なしに(あるいはだますなどして)財産
や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望
する金銭の使用を理由なく制限すること。

(具体的な例)

年金や賃金を渡さない、同意なく財産や預貯金を処分など

13

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

イ 障がい者虐待の類型

※ 利用者同士のケンカにより被害発生



施設職員が適切な対応を行っていないとき

→施設職員による放棄・放任(ネグレクト)が
認定される場合がある。

14

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう
2 障害者虐待防止法について

しょう しゃ ぎゃくたい ほんだん あ
ウ 障がい者虐待の判断に当たってのポイント

- ぎゃくたい じかく と
 ・虐待をしているという「**自覚**」は問わない。
- しょう しゃ ほんにん じかく と
 ・障がい者本人の「**自覚**」は問わない。
- おや かぞく いこう ほんにん こと ばあい
 ・親や家族の意向が本人ニーズと異なる場合がある。

15

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうしほう
2 障害者虐待防止法について

障がい者虐待発見チェックリスト	
虐待していても本人にはその自覚のない場合や虐待されていても障がい者自らSOSを訴えないことがありますので、小さな虐待を見逃さないことが大切です。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。これらはあくまで例的なので、安全に当てはまらなくても虐待が無いと判断すべきものではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。	
<p><身体的虐待のサイン></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体に小さな傷が頻りに見られる <input type="checkbox"/> 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれが見られる <input type="checkbox"/> 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある <input type="checkbox"/> 頭、顔、頭皮などに傷がある <input type="checkbox"/> お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある <input type="checkbox"/> 急におびえたり、こわがったりする <input type="checkbox"/> 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない <input type="checkbox"/> 傷やあざの説明のつじつまが合わない <input type="checkbox"/> 手をあげると、頭をかばうような恰好をする <input type="checkbox"/> おびえた表情をよくする。急に不安がる。震える <input type="checkbox"/> 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがある <input type="checkbox"/> 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する <input type="checkbox"/> 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない 	<p><心理的虐待のサイン></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> かきむしり、かみつぎなど、攻撃的な態度がみられる <input type="checkbox"/> 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる <input type="checkbox"/> 身体を委縮させる <input type="checkbox"/> おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどのパニック症状を起こす <input type="checkbox"/> 食欲の変化が激しい、摂食障害(過食、拒食)がみられる <input type="checkbox"/> 自傷行為がみられる <input type="checkbox"/> 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる <input type="checkbox"/> 体重が不自然に増えたり、減ったりする
<p><性的虐待のサイン></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 不自然な歩き方をする。淫位を保つことが困難になる <input type="checkbox"/> 肛門や性器からの出血、傷がみられる <input type="checkbox"/> 性器の痛み、かゆみを訴える <input type="checkbox"/> 急におびえたり、こわがったりする <input type="checkbox"/> 周囲の人の体をさわるようになる <input type="checkbox"/> 卑劣な言葉を発するようになる <input type="checkbox"/> ひと目を避けたがる。一人で部屋にいたがるようになる <input type="checkbox"/> 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する <input type="checkbox"/> 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる <input type="checkbox"/> 性器を自分でよくいじるようになる 	<p><放棄、放任のサイン></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 身体からの臭臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍 <input type="checkbox"/> 部屋から臭臭がする。極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置 <input type="checkbox"/> すくと同じ服を着ている。汚れたままのシャツ、濡れたままの下着 <input type="checkbox"/> 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる <input type="checkbox"/> 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる <input type="checkbox"/> 病気がけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない <input type="checkbox"/> 学校や職場に出てこない <input type="checkbox"/> 支援者に会いたがらない、話したがない
	<p><経済的虐待のサイン></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 働いて資金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない <input type="checkbox"/> 日常生活に必要な金額を渡されていない <input type="checkbox"/> 年金や資金がどう管理されているのか本人が知らない <input type="checkbox"/> サービスの利用料や生活費の支払いができない <input type="checkbox"/> 資産の保有状況と生活状況の落差が激しい <input type="checkbox"/> 親が本人の年金を管理し浪費費や生活費に使っているように思える

「市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き」(厚生労働省作成)から

16

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

ほう せこう か

(2) 法が施行されて変わったこと

つうほう ぎむ かいし

ア 通報義務の開始

しょう しゃぎやくたい う おも しょう しゃ はっけん もの
すみ つう ほう

「障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、
速やかにこれを通報しなければならない。」



ぎやくたい はんたん たいおう つづ

虐待がなかったと判断されるまでは対応が続く。

17

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

ほう せこう か

(2) 法が施行されて変わったこと

こうえき つうほう ふりえき とりあつか きんし

イ 公益通報による不利益取扱いの禁止

けいほう ひみつ ろうじ ざい た しゆひ ぎむ かん ほうりつ きてい

「刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、
しょうがいしゃ ふくし しせつ じゆうじしゃ どう しょう しゃぎやくたい つうほう さまた
障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報を妨げる
かいしゃく ほうだい じょうだい こう
ものと解釈してはならない。」(法第16条第3項)

しょうがいしゃ ふくし しせつ じゆうじしゃ どう しょう しゃぎやくたい つうほう どう

「障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の通報等を
おこ じゆうじしゃ どう つうほう どう りゆう かいこ た
行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他
ふりえき とりあつ う ほうだい じょうだい こう
不利益な取扱いを受けない。」(法第16条第4項)

18

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

2 障害者虐待防止法について

(2) 法が施行されて変わったこと

ウ 市町村の役割と責務

- ※障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待について
- ・通報または届出を受けた場合の事実確認等
 - ・通報または届出を受けた場合の都道府県への報告
 - ・障害者福祉施設または障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法または障害者総合支援法に規定する権限の行使

19

しょうがいしゃ ぎやくたい ぼうしほう

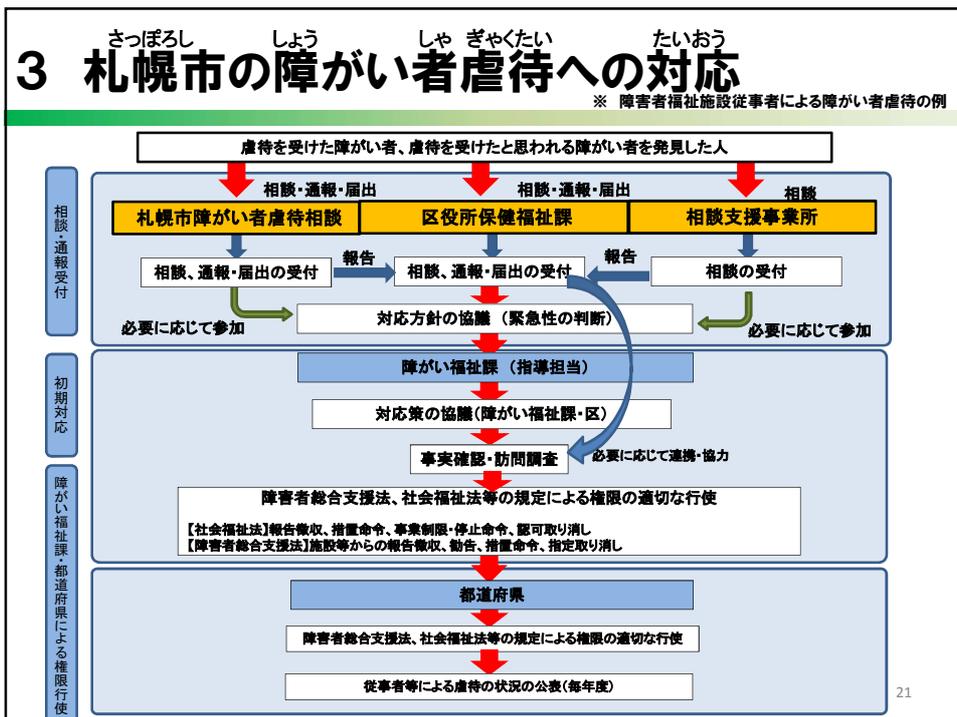
2 障害者虐待防止法について

(2) 法が施行されて変わったこと

エ 保健・医療・福祉等関係者の責務

- ※障害者福祉施設の設置者等
- 障害者福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

20



4 札幌市の通報・相談窓口

(1) 通報・相談窓口

ア 札幌市障がい者虐待相談

イ 各区役所保健福祉課

ウ 委託相談支援事業所 (市内20か所)

さつぼろし つうほう そうだん まどぐち

4 札幌市の通報・相談窓口

さつぼろし しょう シャギョクタイソウダン
(2) 札幌市障がい者虐待相談 さつぼろし しゃかい ふくし きょうぎかい いたく
札幌市社会福祉協議会に委託

せっち ばしよ
ア 設置場所
ちゅうおうく おおどおりにし ちょうめ さつぼろし しゃかい ふくし そうごう かい
中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階
でんわばんごう ばんごう
電話番号 632-7021 ファックス番号 613-5486
メール: gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp

まどぐち じかん
イ 窓口時間
ど にちようび しゅくさいじつ ねんまつねんし のぞ
9:00~19:00 (土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く)

じょうき じかんのが い きんきゅうれんらくさき ほうじん いたく
※ 上記時間外の緊急連絡先 (NPO法人に委託)
でんわ ばんごう
電話番号 080-5723-0200

23

へいせい ねんど じょうきよう

5 平成27年度の状況

へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ
(平成27年4月~平成28年3月)

つうほう とどけでとう けんすう
(1) 通報・届出等の件数

じつけんすう けん
ア 実件数 **213**件

うちわけ
イ 内訳
つうほう とどけでしゃべつ ちょうふく たんい けん
(通報・届出者別) ※重複あり (単位: 件)

ほんにん 本人	かぞく 家族	きんりんじゆみん 近隣住民	じぎょうしよ 事業所	けいさつ 警察	ほ その他
30	13	4	16	112	38

24

へいせい ねんど じょうきよう

5 平成27年度の状況

ぎやくたい しゅるいべつ ちようふく たんい けん
(虐待種別) ※重複あり (単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
133	6	75	7	33

ぎやくたいしやべつ たんい けん
(虐待者別) (単位:件)

ようごしや 養護者	しせつじゅうじしやとう 施設従事者等	しようしや 使用者
144	35	34

ひぎやくたいしや しゅ しょう たんい けん
(被虐待者) ※主たる障がい (単位:件)

しんたいしやう 身体障がい	ちてきしやう 知的障がい	せいしんしやう 精神障がい	ふめい 不明
34	48	127	4

25

へいせい ねんど じょうきよう

5 平成27年度の状況

ぎやくたい はんだん けんすう けん
(2) 虐待があったと判断した件数 28件

ぎやくたい しゅるいべつ ちようふく たんい けん
(虐待種別) ※重複あり (単位:件)

しんたいてき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
9	2	10	2	12

ぎやくたいしやべつ たんい けん
(虐待者別) (単位:件)

ようごしや 養護者	しせつじゅうじしや 施設従事者等	しようしや 使用者
13	2	13

ひぎやくたいしや しゅ しょう たんい けん
(被虐待者) ※主たる障がい (単位:件)

しんたいしやう 身体障がい	ちてきしやう 知的障がい	せいしんしやう 精神障がい
5	13	10

26

へいせい ねんど じょうきょう

6 平成28年度の状況

(1) ^{つうほう} ^{とどけでとう} ^{けんすう} 通報・届出等の件数

ア ^{じつけんすう} ^{けん} 実件数 **195** 件

イ ^{うちわけ} 内訳

(^{つうほう} ^{とどけでしゃべつ} 通報・届出者別) たんい けん
(単位:件)

ほんにん 本人	かぞく 家族	きんりんじゅうみん 近隣住民	じぎょうしょ 事業所	けいさつ 警察	た その他
30	10	2	25	103	25

27

へいせい ねんど じょうきょう

6 平成28年度の状況

ぎやくたい しゅるいべつ ちようふく たんい けん
(虐待種別) ※重複あり (単位:件)

しんたいき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
126	7	54	12	31

ぎやくたいしゃべつ たんい けん
(虐待者別) (単位:件)

ようごしゃ 養護者	しせつじゅうしやどう 施設従事者等	しやうしゃ 使用者
129	40	26

ひぎやくたいしゃ しゅ しやう ちようふく たんい けん
(被虐待者) ※主たる障がい ※重複あり (単位:件)

しんたいしやう 身体障がい	ちてきしやう 知的障がい	せいしんしやう 精神障がい	ふめい 不明
22	42	120	11

28

へいせい ねんど じょうきよう

6 平成28年度の状況

ぎやくたい はんたん けんすう けん 23件

(2) 虐待があったと判断した件数

ぎやくたい しゅるいべつ ちようふく たんい けん

(虐待種類) ※重複あり (単位:件)

しんたいき 身体的	せいてき 性的	しんりてき 心理的	ほうき ほうにん 放棄・放任	けいざいてき 経済的
7	3	4	0	11

ぎやくたいしやべつ たんいけん

(虐待者別) (単位:件)

ようごしゃ 養護者	しせつじゅうしやどう 施設従事者等	しやうしや 使用者
11	7	5

ひぎやくたいしや しゅ しやう たんい けん

(被虐待者) ※主たる障がい (単位:件)

しんたいしやう 身体障がい	ちてきしやう 知的障がい	せいしんしやう 精神障がい	ふめい 不明
5	8	9	1

29

ぎやくたい じれい

7 虐待の事例

ようごしゃ ぎやくたい じれい

(1) 養護者虐待の事例

被虐待者		虐待者			虐待の状況			
障がい	性別	年代	類型	被虐待者との関係	通報者	類型	内容	結果
精神	女性	60代	養護者	夫	警察	身体的	飲酒した夫により、ゴルフクラブで殴打され出血。自宅を離れ、本人の実家へ身を寄せる。医療機関を受診した際、警察へ相談するよう助言され、交番へ相談したことから区役所へ通報となる。	区役所担当者から警察へ状況確認。傷害事件として立件される見込みとのこと。本人は実家に避難したことで危険は回避された。
知的	女性	50代	養護者	母	介護ヘルパー	心理的	本人の世話をしていた母(80代)が認知症により、記憶力、判断力が低下、本人に暴行暴言を行うようになる。ある日、母が本人に包丁を突きつけることを母の訪問介護ヘルパーが目撃し区役所へ通報した。	区役所保健福祉課の担当職員が自宅を訪問。母は特養ショートステイを利用。その後、老健に入所した。本人の姉(別居)の協力を得て、本人のヘルパーの回数を増やし自宅で生活続ける。ヘルパーが入ることで、生活、精神面も安定し、本人相談支援事業所の見守り体制も確立した。
身体	男性	20代	養護者	父	行政	身体的 心理的	父から本人と母への暴力(握首を掴まれつよくゆすられる、ソファに押し倒されるなど)暴言があり、母が区役所の母子夫人相談員に相談したことから障がい福祉課へも通報があった。	区役所担当者が本人と母に面談し、本人の緊急受入先を委託事業者を通じて探す。担当者はその後も受け入れ先で本人と面接。自宅に戻らず父と離れた生活のほうが良いということとなる。その後、生活困窮者のシェルターに一時入所し、一人暮らしを行う。障がい者枠で就職、父との分離が完了した。

30

ぎゃくたい じれい

7 虐待の事例

しょう しゃふくし しせつ じゅうしや ぎゃくたい じれい

(2) 障がい者福祉施設従事者虐待の事例

被虐待者			虐待者			虐待の状況		
障がい	性別	年代	類型	被虐待者との関係	通報者	類型	内容	結果
知的	女性	20代	施設従事者等	施設職員	施設長	性的	短期入所中の女性が施設の男性職員からキスを迫られ、体を触られたと他の女性職員に訴えがあり、施設長から札幌市に通報があった。	市役所障がい福祉課の担当者が、施設を訪問調査し、関係者から聞き取り等を行った。 札幌市では、性的虐待があったことを認め、再発防止等を当該施設に指導するとともに北海道に報告した。
精神	男性	40代	施設従事者等	施設職員	施設関係者	心理的	就労継続支援B型の利用者が職員から威圧的な言動を受けた。	市役所障がい福祉課の担当者が、施設を訪問調査し、関係者から聞き取り等を行った。 札幌市では、当該職員の威圧的言動があったことを認め、心理的虐待を認定し、当該施設に指導するとともに北海道に報告した。
知的	男性他	10代他	施設従事者等	施設職員	施設元職員	身体的	施設の利用者にとこ焼きパーティーで、わざわざ入りのたこ焼きを食べさせ、本人が嘔吐した。	市役所障がい福祉課の担当者が、施設を訪問調査し、関係者から聞き取り等を行った。 当該事実があったことを確認し、身体的虐待を認定した。 札幌市では、当該施設には、人格を尊重したサービスの提供、再発防止等を指導し、北海道に報告した。

31

ぎゃくたい じれい

7 虐待の事例

しょうしや ぎゃくたい じれい

(3) 使用者虐待の事例

被虐待者			虐待者			虐待の状況		
障がい	性別	年代	類型	被虐待者との関係	通報者	類型	内容	結果
知的	男性	20代	使用者	事業主	行政	身体的 経済的	本人が労働基準監督署に最低賃金以下で働かされており、使用者に小突かれたと申し立てた。	労働基準監督署により臨時検査を実施、関係者の聞き取り調査等を行う。事業主は最低賃金法違反と賃金未払いを認める。また指導のつもりで、軽く叩いたことも認めた。未払い賃金は支給された。
身体	男性他	60代他	使用者	事業主	行政	経済的	就労継続支援A型の経営状態が悪く、突然閉鎖された。利用者等に特に説明はなく、賃金の未払いが生じた。	労働基準監督署の調査により、賃金の未払いを確認し是正勧告を行った。また、札幌市でも就労継続A型の事業所であるため、訪問調査を行い、賃金の不払を認め経済的虐待を認定し、北海道へ報告した。

32

○ さいご 最後に

- ◎ しょう しゃぎやくたい たいおう もんだい しんこくか まえ そうき
はっけん たいおう さいはつぼうし つと じゅうよう
障がい者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に
発見・対応し再発防止に努めることが重要。
- ◎ ぎょうむ ちゅう ぎやくたい う うたが かた き
ばあい すみ じじつ かくにん おこ さつぼろし しょう ふくし
業務中に、虐待を受けている疑いのある方に気づいた
場合、速やかに事実確認を行うとともに、札幌市障がい福祉
課にご相談ください(電話番号 211-2936)。
- ◎ ぎやく ぎやくたい さつぼろし しょう ふくしか れんらく
ばあい じんそく せいじつ たいおう つと
また、逆に、虐待について札幌市障がい福祉課から連絡が
あった場合、迅速かつ誠実な対応に努めてください。

33

○ さんこう しりょう 参考資料

- ◎ しょうがいしゃ ふくし しせつどう しょうがいしゃぎやくたい ほうし たいおう
て び へいせい ねん がつ こうせいろうどうしょう さくせい
障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の
手引き(平成29年3月 厚生労働省作成)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000156513.pdf>
- ◎ しょうがいしゃ ぎやくたい ほうしほう けんしゅう へいせい ねん
わかりやすい障害者虐待防止法研修テキスト(平成28年
1月 北海道障がい者保健福祉課作成)
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/touzisyamuke-kennsyuu-setumeisiryou.pdf>
- ◎ ふん しょくば こうせいろうどうしょう さくせい
5分のできる職場のストレスチェック(厚生労働省作成)
<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

34

点検してみましょう

- 施設の理念はしっかりと職員に共有されていますか？
- 利用者への言葉遣いは適切ですか？
- 子ども扱いはしていませんか？
- 利用者のマイナス面や問題行動ばかりに目がいていませんか？
- 利用者の「自己決定」を言い訳に使っていませんか？
- 「見守り」を「見張り」と勘違いしていませんか？
- トラブルがあった時の連絡体制や責任者は明確ですか？
- 利用者の訴えにきちんと耳を傾けていますか？
- 家族や外部の人がいつでも気軽に出入りできますか？
- 障がい重いから少々不適切な対応は仕方がないと思いませんか？
- ヒヤリ・ハットについて、原因の検証はされていますか？

<平成27年度北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修より>